

Doc. 2149 Evid.

Folder 6

(7)

證人訊問調書

「モスクワ」市

一九四六年二月二十六日

乙 149

予 東京國際軍事裁判所「ノヴエー」社會主義、共和國聯邦側
軍事檢察官法務大佐ドリギー・ハロシャ 社會主義聯邦「ノヴエー」
共和國刑法第九十五條ニ據ニ虛偽、証言ニ対スル責任ニ付キ警告
シタル上 証人トシテ 下名、者ヲ訊問セリ

同人、証言：「バタルシン、ギリヤン、アビケロヴィチ」一四年生ドニハ

ス、「ゴロボフスキイ」鉢山出身、軍階級一ナ佐「ノヴエー」聯邦英雄

居住地：モヨークジスカヤ街二大番地一四七号

虛偽、証言ニ対スル責任ニ付 証人敬舌ニ閑ス署名書ハ訊問調
書ニ添附セラテキル、一九三六年以降一九三八年二到、期間中松人哈桑
湖地邑ヲ含ム滿ソ「國境線區防衛」第五十九國境警備分
遣隊、分隊長、職務ニ就キ。一九三八年七月二十九日ヨリ八月十二日
迄松人サオセルナヤ高地及シ無名高地ニ於ケル「ノヴエー」國
境警備隊ヲ突然攻撃シ日本軍隊ニ対ス「ノヴエー」領防衛
、戰鬪ニ直接參加シタ。ニヨリ以前、一九三八年七月十五日「サオセル」
石高地、直接國境警備隊ニ在ア松人自分ア「サオセル」
高地附近、日本部隊、集結、監視シテ、一日乃至三日間

NO. 1

EX756

=「サオゼルナヤ」高地正面、國境へ「トク」部隊及大砲が輸送
 サタ、松、計算ミハコ、地區ニ合計日本兵約六〇乃至七〇〇人
 集結シタ。二ノ高地ニ日本軍砲陣ガニフ宛配備サタ。コニニフ
 高地六兵士加砲彈ヲ連日運上。高地ハ「トク」輸送ガキ
 カヌ爲ニ砲彈八千度レテ渡サテキタ。當時「サオゼルナヤ」高地ニ、ア
 ヴエト」國境警備兵ハ僅カニ、三名アアタ。如何た他、ソグ
 ニ「部隊モコ、附近ニハ配置サテ半方カタ。ザ杰ルモ」高地地
 面、日本軍隊、集中及日本砲兵陣、構築ミテナフ自己、軍使
 ヲハ單ニ部隊、集中及日本砲兵陣、構築ミテナフ自己、軍使
 ヲ介スル日本統帥部、直接申入毛證明サタ。コ期間中、二度吾々
 國境警備隊ニ日本軍統帥部ニヨリ現住民か派遣セリタ。
 ハ滿洲人ハ日本軍分遣隊長ヨリ、書翰ヲ持參シ、書翰ハ
 「サオゼルナヤ」高地ヨリ「アヴエト」國境警備兵、速カ撤退ヲ要
 求シテアリ、又「サオゼルナヤ」高地、日本軍ニ占有セナヒハナラヌ旨
 カ示セ且若シ「サオゼルナヤ」高地全部ヲ明渡サセバ、ソウニ
 ハ「部隊ニ付」軍事行動開始、威嚇ガ附加ヘラテアタ。
 ハ「アヴエト」國境警備兵ハ自己、領土、「サオゼルナヤ」高地
 =踏止マリ。コレ、日本統帥部、要求六如何た回答も與ハ

2149

カツタ、一九三八年七月二十九日十六時ニ日本軍部隊ハ突然吾

が隣接、十一名、赤軍兵士ヨリ成ル國境警備隊ヲ攻撃シ

タ、日本兵ハ小銃、輕重機関銃ニヨリ、武装シテ、約一〇名デ

アタ、日本兵ハ國境警備兵ヲ攻撃シテ銃火ヲ開ク、戰鬪

ハ吾ミヨリ七〇米、地吳テ起フタノアルコノ戰鬪ヲ見テ吾カ

ナ哨長ハ私ヲ四名、國境警備兵ト共ニ救援ニ派遣シテ、輕機

ヲトテ私、戰鬪地吳ニ近ヅイタソレテ斯ル状景ヲ見テ、即チソヅ

エー上國境警備兵ハ全員負傷シ反駁スルコトモ出来ズ倒ニ

先矣タ、日本軍ハ拔刀シテ負傷者ヲ斬リ若干、負傷者ヲ

自己、領内ヘ運ヒ込マントシテキタ、私ハ直ナ銃火ヲ開クタ

ニカ爲ニ日本兵ハ途中國境警備兵、死体ヤ負傷者ヲ遺棄

シテ自己、領内ニ逃走シ始メタ、戰鬪、現場ニ私ハ頸カラ足迄

全身刀ア斬エタ吾ガ國境警備兵一五、死体ヲ發見シ

タ、他、六名、國境警備兵ハ重傷アリ且ツ全部斬リ傷ヲ受

ケテキタ。

一九三八年七月三十日、夜、十二時頃、日本軍有力部隊ハ

吾々、國境警備隊ア警備サレキタ「ザオーゼルナ」高地ヲ

攻撃シテ、前述、日本軍、無名高地攻撃ト同様ニ際

No. 3

2149

ニモ「ソヴィエット」國境警備兵ハ武ウ衝突、如何ナル原
因ニ犯對ニシテハイナカツタデアル。

概ニ自分、第二九國境警備外遺隊ニ於ケル勤務、
全期間ヲ通シ私ハ「ソヴィエット」國境警備兵ニヨル國境
侵犯ハ一回モ知ラズ。

私、觀察スルトコロニヨレバ、「サオーゼルナ」高地ニ対シ攻撃
シタハ同時ニ砲兵及ビ迫擊砲火ヲ用ニタ日本軍歩兵
一個聯隊ニ及ブモノアリタ。日本軍、攻撃、時ニ「ソヴィエット」
國境警備兵ハ約三。如テ、外ニ野戰部隊一個小隊即
ケ數二於テ同様約三。如デアリタ。

未明迄、吾々ハ「サオーゼルナ」高地ヲ確保シテキタガ、ヲ
間ニ吾々ハ次、損害ヲ蒙ツタ。即チ、十五乃至二。如戰
死及び残余全員負傷。

私自身輕傷ヲ受ケ吾々、部隊が到着スル迄、隊列ニ残
リテキタ。

「ガオーゼルナ」高地ハ午前六時吾々ハ之ヲ放棄シタ。ノ
當時私ハ日本兵ガ高地頂上ニ進出シ又ヲ振り廻シキル枕

ヲ觀察シ、

4

2149

爾後日本軍ハ吾が領土内ニ保壘ヲ構築シ、即ケ數列、
鉄條網、砲兵、機関銃火炎、散兵壕、塹壕網等アリ。
一九三八年八月六日以降、吾が部隊ハ攻勢ニ轉じ、一九三八年八月
十二日迄、日本軍ヲ吾が領内ヨリ駆逐シ、從前、國境線ニ
止マリタ。

私ハ自分ト共ニ「ザオーゼルナ」高地、防衛ニ當ツタ國境警
備隊員、内「エルノヤトコ、イワン」ト云フ現在「ミスク」居住、
陸軍少佐及「エリヨーンキン・ヒヨートル」ト云フ「ザオーゼルナ」高
地ヲ含ム地区、元國境警備隊小哨長ヲ記憶スキル。
彼モ同様ニ「モスクワ」ニ住ミ中佐、陞級ヲ持ツテキル極ニ私
ハ聞キル。

私が附ク加ヘミコトハ、日本軍ガ「ザオーゼルナ」高地ニ自己、部
隊ヲ集結ル當時、滿洲領ノ「ザオーゼルナ」高地、麓ニアルハ
モ「村」、住民ヲ日本軍ガ移住セヌ、村ヲ日本兵ニ占據セヌタラ
私ハ觀察シテキタ而テ之ハ一九三八年七月二十日—二十五日、
コトデアリタ。

外ニ證言スルコトナイ。

口述が正テ書カレ又、私ニ通讀エラレタコト、證トシテ署復。

署名 (バタルレー)

東京國際軍事裁判所「ソヴィエット」社會主義共和國
聯邦側軍事檢察官

法務大佐 署名 (ドリツキー)

署名書

モスクワ市 一九四六年二月二十六日

私下署名、「バタルレー、ギリフアン、アブビケワ、ヴィイケ」ハ東京國際
軍事裁判所、ソ聯邦側軍事檢察官

人肉スル件ニ付キ 證人トシテ唯眞実ミヲ證言スル義務
ヲ負フコトノ證トシテ 本署名ヲカルモノナリ。

私ハ「ロシア 社會主義聯邦「ソヴィエット」英和國刑法
ヤ九五條ニ依リ虚偽、證言ニ対シ刑法上ノ責任ヲ負
フモノナルコトヲ誓言告ヨラレタリ。

署名ヲトリタルモノ・ 署名 (バタルレー)

東京國際軍事裁判所「ソヴィエット」社會主義共和國聯邦側
軍事檢察官 法務大佐 署名 (ドリツキー)

書類ナ二四九號

證

2149

余

中山登

人余ガ日本語及ビ露西亞語

ニ精通ル者アルヲ、並ニ露西亞語原文及ビ日本語原文
ヲ对照、上右ノ本書類ヲ真実ニ且正確ニ翻訳アルモナル
ヲ確證ニシトヲ茲ニ證ス。

署名

中

山登

(中山)

昭和二十一年八月十五日

7